入札保証金関係説明書

1　入札保証金の金額

入札保証金の額は、見積もる契約金額の 100 分の５以上とします。入札保証金の額が不足している場合、その入札は無効となります。また、指定の期日までに、下記２又は３のいずれかの書類を提出してください。（※「見積もる契約金額」＝税込み）

2　入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部を免除します。

（１）競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県又は沖縄県立真和志高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、指定期日までに提出した場合。※入札保証保険契約の証本（写し）

（２）競争入札（建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ）に係るものに限る。）に参加使用する者が、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払い保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 項第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約保障の予約をしたとき。

（３）地方自治法施行令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者による競争入札（建設工事に係る競争入札で設計金額 4 億円未満の場合に限る。）に付する場合において、そのものが契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の 100 分の 5 を県に納付しなければならない。

3　現金で納付する場合

（１）納付方法

①　納付希望者は、令和 8 年 11 月 26 日（木）までに、ア～ウの書類を６の担当者へ提出して下さい。

ア 入札保証金納付書発行依頼書 イ 債務者登録申出書 ウ 入札保証金還付請求書

②　①の書類に基づいて納付書を発行しますので、(2)の納付場所において納付をお願いします。納付後は、入札執行開始前までに、納付済み領収書の写しを提出して下さい。

（２）納付場所

琉球銀行／沖縄銀行／沖縄海邦銀行／コザ信用金庫／沖縄労働金庫／農業協同組合（沖縄県内）／商工組合中央金庫那覇支店／指定されたみずほ銀行

4　入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に還付手続きを行います。ただし、落札者の入札保証金は納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当します。（落札者においても、納付済みの入札保証金を還付し、契約保証金を納付又は契約保証金免除のための書類等を提出することを妨げない。）

還付方法は、入札保証金還付請求書に記載された口座へ、入札日から１週間以内に振込となります。

５　入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属します。

６　その他

上記の各種手続きに関する受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。（土日祝祭日を除く）担当者：沖縄県立真和志高等学校　佐藤・崎浜　TEL 098-833-0810